

対象者には最大25万円支給!



東京圏から移住する若者（39歳以下）を応援します!

いわて若者移住支援金



世帯



25万円

単身



15万円

岩手に移住する若者を応援するため、2021年4月1日より「いわて若者移住支援金」を給付します!

※「岩手県移住支援事業」の支給対象者は、対象外となります。

以下①~③の要件をすべて満たす方が対象です

①東京圏在住者

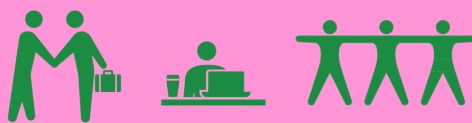


ポイント
以下の期間、東京圏（条件不利地域を除く）に住んでいることが必要です。

- ①移住する直前に、連続して1年以上。
- ②移住する直前の10年間のうち通算して5年以上。

②岩手で就業・テレワーク等

以下の条件にあてはまる



ポイント
以下のいずれかを条件を満たすことが必要です。

- ①移住支援金対象求人就業した方
- ②起業支援金の交付決定者
- ③移住元の業務を引き続きテレワークで実施する方
- ④プロフェッショナル人材事業などを利用して就業した方
- ⑤移住先の関係人口要件を満たす方

③転入時39歳以下



ポイント
2021年4月1日以降に岩手県内に転入した方が対象です。

- ・岩手県移住支援事業の支給対象者については、対象外です。
- ・申請のタイミングは転入後1か月以上1年以内です。
- ・令和3年度の交付申請期限は2022年2月末日です。

こちらもcheck!

「岩手県移住支援事業」

東京圏在住者で、東京23区内に在住又は東京23区内に通勤していた方は、岩手県移住支援事業の要件を満たす場合があります。岩手県移住支援事業は、最大100万円（単身の場合は60万円）を支給します。

「いわて若者移住支援金」との重複受給はできません。

お問い合わせはこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
(岩手県盛岡市内丸10-1)
電話：019-629-5587
mail：AE0005@pref.iwate.jp



いわて若者移住支援金について
(岩手県公式サイト)

移住支援金対象求人を掲載
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」



要件に該当するか、まずはセルフチェック!

check!

移住前の
状況

①東京圏 (埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の
条件不利地域以外) に在住



移住前の
10年間

①の期間が、移住する直前の
10年間のうち通算5年以上

移住前の
直近1年間

①の期間が、移住する直前に
連続して1年以上



移住時

転入時に39歳以下

2021年4月以降に移住された方が
対象となります。



4つすべてを✓した場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



岩手県までお問い合わせください

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。



よくあるご質問 Q&A

Q1 岩手県のどの市町村が対象ですか？

A 2021年4月1日以降に岩手県内の市町村に移住した場合、すべて対象です。

Q2 申請のタイミングを教えてください

A 移住(転入)後 1か月以上1年以内(移住支援金対象法人又は専門人材として就業した方は、就業後 1か月以上)に、以下【申請・お問い合わせ】先へ申請してください。
なお、2021年4月1日以降に転入した方のみが対象です。

Q3 「専門人材」と対象となるのは、どのような場合でしょうか？

A 内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業したこと等が要件です。
これらの事業が利用されているかどうかは、就業先の企業へご確認ください。

Q4 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、等が要件です。

Q5 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 移住前に移住先の地域や地域の人々に関わりがあり、移住先の市町村が強いつながりがあると認める方が対象となります。市町村によって要件は異なりますので、具体的な要件は以下【申請・お問い合わせ】先へお問い合わせください。

Q6 「岩手県移住支援事業」と重複受給はできますか？

A できません。

【申請・お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当
電話：019-629-5587 mail：AE0005@pref.iwate.jp

メールアドレスに入ります!

